

令和2年4月10日

保護者の皆様へ

日向市教育委員会

国の緊急事態宣言を受けての行動自粛・感染予防策の徹底のお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた、本市における様々な取り組みに対しまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は未だ収まらず、4月9日時点で、東京都181名、大阪府92名など、新たな感染者が確認され、本県におきましても感染者はこれまでの合計で16名となってきており、増加の傾向にあります。

そのような中、4月7日に政府から、7都府県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・大阪府・兵庫県・福岡県）を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。本県の状況につきましても、そのほとんどが県外、特に緊急事態宣言で指定された7都府県での感染が疑われるものです。また、本県のPCR検査数も、13、28、45、47件と毎日増加している傾向にあり、本市におきましても、いつ感染者が出てもおかしくない状況が続いております。

市内の学校におきましては、先日、教職員に対しまして3月23日（月）から4月6日（月）の期間中に7都府県への往来等の有無を確認し、事実が確認された教職員につきましては、児童生徒への安全を第一に考え、帰宅の翌日から念のため2週間程度の自宅待機を指示したところであります。また、同様に、この期間に往来が確認された児童生徒につきましても、保護者と話し合い、体調管理と自宅待機にご協力いただいているご家庭もある状況です。

感染するリスクはどなたにもあります。大切な子どもたちとご家族を守るためにも、一人一人が危機意識をもった行動を心がけ、学校と児童生徒、保護者が一体となって、この危機を乗り越えたいと考えております。

このように、本市では子どもたちの安全を第一と考えておりますので、感染拡大を防ぐために、国の緊急事態宣言の期間中（4月7日から5月6日まで）、対象となっている7都府県への往来は可能な限り自粛していただくとともに、これまで以上に一人一人が感染予防の意識をもち、うがい、手洗いなどを徹底して行い、人と人との接触をできる限り避けること、また、この週末もできるだけ外出を控え、人が多く集まる場所に行かないこと、家庭におきましても3つの密（密閉、密集、密接）を避けること等にご留意いただきますようお願いいたします。

不安なことや心配なことがございましたら、遠慮なく小・中学校及び日向市教育委員会（66-1037）にご連絡ください。